

# 令和元年10月10日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和元年10月10日 午後2時45分  
第一委員会室

2 閉会日時 令和元年10月10日 午後3時10分

3 委員氏名

## (1) 出席者

西 茂太郎	中野 喬輔	澁田 正明	渡 孝志
矢野 博昭	安武 泰正	篠崎 正信	安武 昇
宮本 重和	青谷 富彦	木村 一壽	長崎 隆児
原 月江	高原多恵子	阿部 茂典	渋谷 健一
渡 健一郎	安武 正一	青柳 茂	井上 英二

## (2) 欠席者

4 議事に参与した者

事務局長	牟田口政和
係	小嶋 勉

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第3条（委員会）

議案第2号 農地法第5条（知事）

議案第3号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

報告第1号 公共事業に伴う農地の一時使用届の受理について

報告第2号 利用権の終了（農用地利用集積計画）

---

午後2時45分開会

○事務局長（                    君） 皆さん、こんにちは。現地確認大変お疲れさまでございました。

令和元年第10回古賀市農業委員会定例総会をただいまから開催させていただきます。

開催に当たりまして、本日の出席委員の確認をさせていただきます。本日の出席委員は20名であり、全員でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数の要件を満たしておりますことから、定例総会が成立をしていることをまずは御報告を申し上げます。

続きまして、議長の指名でございますが、古賀市農業委員会会議規則第6条の規定により、会

長が議長を務めていただきますことから、以降、議事進行については、■■会長、どうぞよろしく  
お願いを申し上げます。

なお、事務局でございますが、本日体調不良で係長、■■、係員、■■、古賀市農林振興課、  
■■、欠席をさせていただいております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（■■■■■■君） 改めまして、こんにちは。農作業大変お忙しい中、全員出席されまし  
て、ありがとうございます。

きょうは、案件は少ないようでございますが、かなり内容的に厳しい案件も入っておりますの  
で、御審議よろしくお願ひします。現地確認お疲れでした。

ただいまから、令和元年第10回古賀市農業委員会定例総会を開催いたします。

.....  
○議長（■■■■■■君） まず、本日の議事録署名人、渡孝志委員と矢野委員さんでお願いいたし  
ます。

.....  
○議長（■■■■■■君） では、議案に入らせてもらいます。

日程1、議案第1号、農地法第3条の10の4、事務局、説明お願いいたします。

○事務局長（■■■■■■君） それでは、議案第1号、農地法第3条、申請番号10の4について  
説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

今回の申請内容でございますが、農地法第3条の規定に基づきまして、譲渡人が本年5月に亡  
くなりましたことから、申請人の譲渡人のお兄さんに当たります譲受人に農地である申請地を遺  
言により遺贈し、所有権を移転し農地として使用していく内容でございます。

まずは、申請人のうち譲受人の説明をさせていただきます。

譲受人の年齢は77歳でございます。古賀市内で農業をされていらっしゃる。農業従事年  
数と60年と伺っており、農業用機械としては耕運機を1台所有されていらっしゃる。農作  
業に従事される者としては、申請人の譲受人のほかに奥様、市内に在住する息子さんと伺って  
おります。

続きまして、位置図の説明をさせていただきます。議案書の2ページをごらんください。申請  
地は筵内区内にあります福岡県馬術競技場の北東に位置します農地1筆でございます。斜線の  
1筆でございます。

続きまして、今後の申請地に対する営農計画を説明させていただきます。申請地においては、  
露地野菜の作付をされたいという申し入れでございます。

最後に下限面積の説明をさせていただきます。申請人世帯の現在の耕作面積は5,369平米で、今回の申請地であります130平米を加えますと5,499平米になり、50a要件を満たしております。

あわせて、区域委員さんの署名、捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

ここで、申請事由、議案書の1ページにお戻りいただきまして、申請事由による遺贈について少し若干触れておきたいというふうに思っております。

通常亡くなれますと、法定相続人といいますが、相続によって所有権が移転されるものですが、今回の遺贈になりますと、法定相続人以外の方に、その物件の所有権を移していくというふうな内容でございまして、そういった場合、農地をそういった法定相続人以外の方に所有権を渡す場合については、農地法の第3条の許可をとらなければならないというふうになっておりますことから、今回議案上程をさせていただいているものでございます。

簡単ではございますが、説明を終わらせていただきたいと思います。御審議どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（          君） ありがとうございます。ただいま、事務局説明終わりました。何かありましたら。

○委員（3番           君） 担当地区の委員です。これは          氏から第3条の、弟が亡くなって、私のほうに、移動するというので、公証役場の書類を見せてもらいまして、何ら問題がないということで、印鑑をつかさせてもらいました。

以上です。

○議長（          君） ありがとうございます。ほかに何かありますか。—なければ採決とらせてもらってよろしいでしょうか。

申請人は遺言による遺贈でございまして、問題ないと思いますので、兄弟の遺贈でございまして、では議案の第1号の10の4に対しまして、賛成されます農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（          君） 全員賛成、ありがとうございます。

○議長（          君） 続きまして、日程2、議案第2号、農地法第5条、10の12、事務局説明をお願いします。

○事務局長（          君） それでは、議案第2号、農地法第5条、申請番号10の12について説明を申し上げます。

議案書の3ページをごらんください。

今回は申請地に対して、申請人であります譲渡人が譲受人に所有権を移転するというふうな内容での農地法の第5条の許可申請でございます。

申請人申請地につきましては、議案書の3ページの記載のとおりでございます。今回の申請地である事務所の機能訓練広場及び駐車場は、平成21年1月に農地法第5条の許可を得て設置したものでございます。しかしながら、実際に造成工事を行うに当たり、後ほどお示しをさせていただきますが、始末書に記載されております内容、許可を受けている範囲を超えて、許可を受けていない譲渡人の所有する農地及び市の里道まで取り込んで施設を設置しておるというふうな内容でございます。その部分につきましては、先ほど現地の部分でも、現地確認の中でも御説明をさせていただいたものでございます。

今回、この施設を運営する経営者が本年8月に変更することになり、財産の整理を行う中でこういったことが判明をいたしました。不適切な状態を解消するため、始末書を添付して範囲を超えていた部分について、農地法第5条の許可申請を改めて行うものでございます。

それでは、まずは位置の説明をさせていただきます。議案書の4ページをごらんください。先ほど現地を確認をしていただきましたが、申請地は薬王寺にあります水辺公園の北西に位置します2筆となっております。

次に、農地区分の説明をいたします。申請地は北西に農地の広がりがありますが、神社や宅地等の分断があり、東側については山林による他地目による分断、南東の方角についても農地の広がりがありますが、水辺公園、山林、原野等の分断があり、農地の広がりには10ha未満の2種農地であると、事務局では判断をいたしております。

続きまして、計画図の説明をさせていただきます。議案書の5ページをごらんください。計画図と申しましても、現地を御確認していただきましたとおり、工事等については約10年ほど前に完了しているため、現況図と同様の図になります。現地でも御説明をさせていただきましたとおり、これから何か施工するというふうな内容ではありません。

今回の申請地は2筆かかっておりまして、南側の519の6につきましては、西側の市道の拡張工事に伴い実施されたもので、転用当時、譲渡人は自身が所有する農地として気づかずに、農地の転用申請から漏らしてしまったものということでございます。

続きまして、計画図上段にあります、又528-1と記載しております筆についてでございます。こちらにつきましては、後ほど、抜粋したものを読み上げさせていただきますが、その始末書に記載されている内容といたしましては、農地転用の許可を受けた訓練施設広場の538番地の隣に里道が存在していたこと及び又528-1を失念しており、同時期に造成工事を実施しておったということでございます。今回、全体の敷地と隣接土地の確認をしたところ、隣接里道及

び又528-1を公的許可なくして取り込んでいたことが明確になったというものでございます。

雨水等の処理及び切土、盛土については、既に造成工事が完了をしており、新たな工事は発生いたしません。

次に、地元水利承諾書でございますが、里道の取り扱いについて、市と協議を行うことを条件として、9月16日付の水利承諾書の添付がなされております。

最後に、今回申請にかかる譲渡人2名及び譲受人の事業所の連名により始末書の提出がっておりますので、抜粋して読み上げさせていただきます。

今回、全体の敷地と隣接土地を確認したところ、隣接里道及び地番又528-1を公的許可なくして取り込んでしまったことが明確となりました。つきましては、この状態を速やかに解決したいと考え、農地法第5条の許可申請と、現状取り込んでしまっている里道払い下げの申請を実施しているところでございます。失念していたこととはいえ、農地法並びに諸法令に違反していることにつきましては、貴農業委員会、関係各位に多大なる御迷惑をおかけをしております。今後は農地法を重視し、二度とこのような過ちが起きないようにお約束を申し上げます。よって、本書を差し入れおわびを申し上げます、ということでございます。

あわせて、区域委員の署名、捺印をいただいていることから、事務局で受理をいたしております。

説明は以上となります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。何かありましたら、 委員。

○委員（11番 君） ただいまの事務局の説明がございましたが、もう一回説明をさせていただきます。

以前、申請許可分を今回追認の申請ということでありまして、9月の10日に、薬王寺区の開発委員会を開催し、一定の条件を付しておりました。その中に、一部里道があり、市からの払い下げをされることを条件にしております。区域委員等の署名、捺印を確認しております。審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（ 君） ありがとうございます。ほかに何か御意見。はい、どうぞ。

○委員（20番 君） これ、10年ぐらい前に開発された、10年以上前に開発されたらしいんですけども、実際これ開発許可を出すときに、こういうふうに里道があるとか、こういう申請あるいは変更されてないとは、当時市のほうにもそういうふうに確認はされてないですね、そういうのほかにある可能性も、今後十分に出てくるということなんではないですか。

○議長（ 君） 事務局。

○事務局長（          君） お答え申し上げます。先ほど私、説明の中で、10年ほど前にということをお申し上げました。議案書の5ページをお願いいたします。

平成21年の1月、約10年ほど前に許可を得た部分につきましては、本件、今回問題となっております里道は含んでおりませんでした。それがまず1点でございます。したがって、この訓練施設の、現地でも確認をしていただきましたが、柵が一直線に通っていたと思います。その柵に沿って里道が縦長く走っているんだということを、説明をさせていただきましたが、その里道は含んでおりませんでした。ただ、今回失念しておったという部分については、訓練施設を施工する際に取り込んでしまったということが、後になってわかったというふうな事案でございます。

          委員からの御質問の今後、こういった案件、こういったケースがほかにあるのではというところでございますが、そういった部分がないように、特に、農地の転用の許可申請を、事務局で審査する際には、建設課あるいは都市計画課、その他関係各課と十分調整をして横の連携をとりながら、同じ図面でそれぞれが所管する関係法令に照らし合わせて、事務局内で審査をしているところでございますけれども、今後そういったことのないように、強化に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（          君） ありがとうございます。ほかに何か御意見ありますか。          委員。

○委員（19番           君） 違う、又528-1のほうなんですけども、約10年間近く無断で使用したというところがあるんですが、本来の地権者からいわせると、その辺のところ非常に不満といいますか、無断で10年間も使われてきたことに関して、何か非常に憤慨されたんじゃないかと思うんですが、その辺のところはいかがでしょう。

○議長（          君） はい、事務局。

○事務局長（          君） 土地の所有者の怒りと申しますか、無断で使われてという話は、事務局のほうではそういったお話は何っていないところでございます。

ただ、申請人、譲受人、渡し人と話し合いの中で、こういったことが行われていた、関係法令を守らずにやってきたというふうなところの申しわけなさが、農業委員会のほうにも、先ほど抜粋して御説明を申し上げました、おわびというふうな部分にあらわれているのかなというふうには思っているところでございますので、ただいま          委員がおっしゃった、怒りとかいうふうなところについては、事務局のほうとしては上がっていないところでございます。

以上でございます。

○議長（          君） ありがとうございます。よろしいですか。ほかに何かないですか。――なければ採決とらせてもらってよろしいでしょうか。

当案件は、たまたま10年前というようなことをございましょうけど、地元のほうから追認の承諾を受けていますし、地元のほうで問題ないような扱いになっていますので、委員会としても問題ないんじゃないかならうかと思いますが、そういう形で賛成ということで採決とらせていただいでてよろこびますでしょうか。賛成されます方は、農業委員の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（ 君） 全員賛成、ありがとうございます。

○議長（ 君） 続きまして、日程3、議案第3号、基盤強化法第19条、農用地利用集積計画の公告、申請番号10の42から10の46まで、事務局、説明お願いいたします。

○事務局長（ 君） それでは、議案第3号、基盤強化法第19条の説明をさせていただきます。

説明に入ります前に、本案件においては、 委員、 委員、 委員、関係者になりますことから、一時退席をお願い申し上げます。

〔 委員、 委員、 委員 退席〕

○事務局長（ 君） それでは、議案第3号、基盤強化法第19条について説明を申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市町村は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回、当委員会に議案上程いたしました。

今回、新規で5件の利用権設定の申し出があっており、うち2件につきましては、裏作期間借地によるものでございます。

それでは、新規申し出について説明をさせていただきます。議案書の6ページをお開きください。申請番号10の42でございます。申しわけございませんでした。

10の42につきまして、所在は薬王寺の麦尾でございます。登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、面積は3,250平米でございます。貸付人、借受人については記載のとおりでございます。令和元年10月11日から令和6年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、10の43、所在は新原のウシロ。登記簿地目、田。現況地目が畑の筆が2筆、庄相元。登記簿地目、田。現況地目、畑の筆が1筆、合計1,406平米。貸付人、借受人については記載のとおりでございます。令和元年10月11日から令和3年12月末までの貸し借りでございます。

続きまして、議案書の7ページをお開きください。10の44、筵内にあります所在、6筆全て登記簿地目、現況地目ともに田でございます。面積は5,424平米。貸付人、借受人について

ては記載のとおりでございます。令和元年10月11日から令和10年12月末までの貸し借りでございます。

続きまして、議案書の8ページをお願いいたします。申請番号10の45、所在は薬王寺の登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆。面積4,880平米でございます。貸付人、借受人については記載のとおりでございます。令和元年10月11日から令和6年6月15日までの期間借地でございます。

続きまして、申請番号10の46、所在、薬王寺にあります登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆。面積1,883平米。貸付人、借受人については記載のとおりでございます。令和元年10月11日から令和6年6月15日までの期間借地でございます。

以上、新規の利用権につきましては、全て区域委員及び近隣の区域委員の署名、捺印をいただいておりますことから、市にて受理をいたしております。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま、事務局の説明終わりました。何かありましたら。ないですか。——なければ採決とらせてもらってよございませうでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） 議案第3号に対する、申請番号10の42から10の46までで賛成されます農業委員会の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手10/10名〕

○議長（ 君） 全員賛成、ありがとうございます。

〔 委員、 委員、 委員 着席〕

○議長（ 君） 皆さん、これで終わりにしますか。

午後3時10分閉会